

上尾市議会政治倫理条例

(通称 議員の口利き禁止条例)

(目 的)

第1条 この条例は、市議会の議員が、その職務は市民の信託によるものであることに鑑み、市民全体の奉仕者であることを認識し、その権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう倫理基準を定めるとともに、必要な措置を講ずることにより、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の意見及び要望に真摯に耳を傾け、市政の共同運営者として政策を提案し、条例、予算等を議決し、並びに市政運営が適正に行われているかを点検し、監視する。

(議員の責務)

第3条 議員は、市政にかかわる責務を重く理解し、市民の疑惑や不信を招くおそれのある行為をしてはならず、倫理性と品位の保持に努める。

(市民の責務)

第4条 市民は、市民の代表たる議員が誠実に行動することを期待し、議員に対し倫理基準を逸脱するいかなる行為を求めず、主権者としての自覚を持って議会を監視し、積極的に市政運営に参加する。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約並びに指定管理者の指定に関する特定の業者が有利となる取り計らいをしないこと。
- (2) 市並びに市が出資、拠出等をしている団体及び指定管理者の職員等に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務の遂行を妨げるような働きかけを行わないこと。
- (3) 人事（職員等の採用、昇任、降任、転任等）の公正を害する行為を行わないこと。
- (4) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他、市民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、議員となったときに、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体の取締役、理事、監査役、監事、

顧問もしくはこれらに準ずる職に就いている場合は、議員となった日から1か月以内に、議長に兼業報告書を提出しなければならない。

- 1 主として収益事業を営む法人等
 - 2 市の許認可が必要な事業を営む法人等
 - 3 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等
- (2) 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなった場合又は新たに法人等の取締役、理事、監査役、監事、顧問もしくはこれらに準ずる職に就くこととなった場合について準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。
- (3) 議員は、前2項の規定により提出した報告書の内容に変更のあったときは、遅滞なくその旨を記載した届出書を議長に提出しなければならない。
- (4) 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、市民の閲覧に供しなければならない。
- (5) 報告書及び第3項の届出書の様式は、審査会で別に定める。

(請負契約等における遵守事項)

第7条 議員が、その任期において役員をし、実質的に経営に携わっている企業及び団体並びに議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業等は、市民に疑惑の念を生じさせないため、市が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならない。

- (2) 第1項の規定により市が行う請負契約等を辞退するときには、当該関係企業等が作成した辞退届を提出しなければならない。
- (3) 前項の辞退届は、議員の任期開始の日又は該当事由の発生した日から30日以内に、議長に提出するものとする。
- (4) 第2項の規定により辞退届が提出されたときは、議長は、当該辞退届を市長に送付しなければならない。
- (5) 市は、辞退届を提出した企業等と請負契約等を締結することができない。

(文書による要望の提出)

第8条 議員が、上尾市職員に対して要望等を行う場合には、市政運営の公平性、透明性を高めるため、文書において提出をするものとする。

- (2) 第1項の「要望等」とは、職員に、契約・発注等の公共事業関係、事業採択関係、許認可関係、採用・人事関係等に関して、その職

務上の行為を行うこと又は行わないことを求める行為をいう。

- (3) 議会の本会議及び委員会、審議会、公聴会等公式又は公開の場で発言を行うもの、ならびに単なる相談・照会・問い合わせ又は資料請求の範囲にとどまるものは除外する。

(資産公開)

第9条 議員は、当該職に就いたときは、資産及び税の納付状況について記載した資産等報告書を、速やかに議長に提出しなければならない。

- (2) 5月1日に在職している議員は、資産等報告書を、速やかに議長に提出しなければならない。
- (3) 資産等報告書には、必要な証明書類を添付しなければならない。
- (4) 市民は、前項の規定により提出された資産等報告書の閲覧を議長に請求することができる。
- (5) 市民は、閲覧により知り得た情報を不正に利用してはならない。

(資産等報告書)

第10条 資産等報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資産

ア 土地 所在、面積および固定資産税の課税標準額

イ 建物 所在、種類、床面積および固定資産税の課税標準額

- (2) 税の納付状況 前年度分の市県民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税

(市民等の審査請求権)

第11条 市民又は議員は、第5条の政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、市民にあつてはその総数の200分の1以上の者、議員にあつては10分の1以上の者の連署をもって、議長に対し、倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

- (2) 議長は、審査請求があつたときは、速やかに次条1項の上尾市議会政治倫理審査会に審査を求めなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第12条 上尾市議会に上尾市議会政治倫理審査会を置く。

- (2) 審査会は、前条2項の審査の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を議長に報告する。
- (3) 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。

(審査会の組織等)

第13条 審査会は、委員3人をもって組織する。

- (2) 委員は、弁護士及びその他の法令に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者のうちから議長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、3年とする。ただし、委員がかけた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は、再任されることができる。
- (5) 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意により、これを非公開とすることができる。
- (6) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査)

第14条 審査会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

- (2) 審査会は、被審査議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 被審査議員は、前項の規定により審査会から事情の聴取、又は資料の提出を求められたときは、会議に出席して意見を述べ、又は当該審査に必要な資料を提出しなければならない。
- (4) 審査会は、前項の規定による弁明の内容の概要を公表するものとする。
- (5) その他、審査に関し必要な事項は、審査会において定める。

(審査会の審査結果)

第15条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から100日以内に付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

- (2) 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

(議会の措置)

第16条 議会は、第14条の規定による報告又は勧告を尊重するとともに、被審査議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等による問責)

第17条 市民又は議員は、市議会の議員等が政治倫理基準に違反していると政治倫理審査会において認定されたときは、政治倫理審査会に対し、当該議員等による説明会を求めることができる。

(議長職務の代行)

第18条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がとも

に審査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。